



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>&lt;社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）&gt;  第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要  第 2 節 重点目標と政策パッケージ  政策パッケージ 3-3：美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復  ○重点施策（健全な水循環の維持又は回復）  ・湖沼や閉鎖性海域等の公共用水域における、既存の下水道施設の一部改造、運転管理の工夫による段階的・高度処理を含む高度処理の導入及び放流先の水域の状況に応じた順応的な水質管理等を通じた水質改善の推進</p> <p>&lt;国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）&gt;  （別紙 3）施策分野ごとの脆弱性評価結果  2. 横断的分野  D) 老朽化対策  ○我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港などの産業基盤や上下水道・公園、学校などの生活基盤、農業水利施設・漁港などの食料生産・供給基盤、治山治水・海岸堤防などといった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、計画的にインフラの維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p>&lt;バイオマス活用推進基本計画（平成 28 年 9 月 16 日閣議決定）&gt;  第 2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標  3. 2025 年（令和 7 年）における目標  （1）バイオマスの利用拡大  ② 下水汚泥  下水汚泥については、東日本大震災の影響で低下した利用率が回復基調であり、建設資材や肥料等を中心に約 63%が再生利用されている。平成 27 年（2015 年）5 月に下水道法が一部改正（平成 27 年法律第 22 号）され、発生汚泥の燃料・肥料としての再生利用に係る努力義務が追加されたことを受け、地域の実情に応じてメタン発酵ガス・下水汚泥固形燃料等によるエネルギー利用等も促進していくことにより、2025 年（令和 7 年）に約 85%が利用されることを目指す。</p>
	政策の達成目標	必要な民間事業場等に 100%除害施設が設置されることによって①公共用水域の水質保全、②下水道施設の機能保全及び③下水汚泥の再生利用が図られることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	必要な民間事業場等に 100%除害施設が設置されることによって①公共用水域の水質保全、②下水道施設の機能保全及び③下水汚泥の再生利用が図られることを目標とする。
政策目標の達成状況	○除害施設設置必要事業場数（※）に対する除害施設設置事業場数の比率 97.56%→98.11%（平成 27 年度末→平成 29 年度末） （未達成理由）下水道区域の拡大、下水道普及率の上昇、水質基準の強化等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる民間事業場等数及び範囲が拡大すること等。 ※除害施設設置必要事業場とは、下水道使用開始届出をもって地方公共団体が把握している民間事業場等のうち、除害施設の設置が必要である民間事業場等のことをいう。	
ページ	16 — 2	

有効性	要望の措置の適用見込み	既存の除害施設は全国に相当数あり、令和2～3年度に新たに設置される数は毎年約2,300台（平成25～29年度までの平均値）を見込んでいる。国としては、令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備を目指しており、それまでは下水道処理区域が拡大し続けると見込まれ、それに伴い除害施設の設置が必要な民間事業場等数は伸びていくと考えられる。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	平成27年度末の除害施設設置率は97.56%であったところ、本特例措置を延長してきたことにより、平成29年度末には同値が98.11%まで上昇した。 下水道普及率が平成27年度末時点の77.8%から平成30年度末の79.3%まで上昇したとおり、今後も下水道普及率は上昇し、それに伴い除害施設の設置を行う必要のある民間事業場等数も増加し続けることが見込まれる。今後も本特例措置により、民間事業場等における除害施設の設置を促進させ、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより、①公共用水域の水質保全、②下水道施設の機能保全及び③下水汚泥の再生利用の効果が見込まれ、本特例措置の有効性は高いといえる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	除害施設の公害防止設備投資は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、民間事業場等は先の見えない経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っていることから、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要となるが、除害施設の設置は民間事業場等に一律に課されているため、全ての民間事業場等が支援措置を受けられるよう、予算上の補助ではなく税制上の特例措置によることが妥当である。 また、対象となる除害施設は、①公共用水域の水質保全、②下水道施設の機能保全及び③下水汚泥の再生利用という極めて公共的な目的を果たすものとして、法令で位置づけられた必要最小限のものに限定されている。 さらに、上記のとおり、国としては、令和8年度末までの汚水処理の概成に向けた下水道の整備を目指しており、それまでは下水道処理区域が拡大し続けると見込まれ、それに伴い、除害施設の設置が必要な民間事業場等数は伸びていくと考えられる。
税負担軽減措置等の適用実績	<p>&lt;過去5年間の本特例措置の適用実績&gt;</p> <p>平成25年度：2,569台 平成26年度：2,056台 平成27年度：2,437台 平成28年度：2,376台 平成29年度：2,140台</p>	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>①適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>②適用総額（千円） 462,866,479の内数（平成27年度） 441,464,343の内数（平成28年度） 427,916,296の内数（平成29年度）</p>	
ページ	16 — 3	

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 27 年度末の除害施設設置率は 97.56%であったところ、本特例措置を延長してきたことにより、平成 29 年度末には同値が 98.11%まで上昇した。</p> <p>下水道普及率が平成 27 年度末時点の 77.8%から平成 30 年度末の 79.3%まで上昇したとおり、今後も下水道普及率は上昇し、それに伴い除害施設の設置を行う必要のある民間事業等数も増加し続けることが見込まれる。今後も本特例措置により、民間事業場等における除害施設の設置を促進させ、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより、①公共用水域の水質保全、②下水道施設の機能保全及び③下水汚泥の再生利用が見込まれ、本特例措置の有効性は高いといえる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>必要な事業場に 100%除害施設が設置されることによって公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○除害施設設置必要事業場数（※）に対する除害施設設置事業場数の比率 97.56%→98.11%（平成 27 年度末→平成 29 年度末）</p> <p>（未達成理由）下水道区域の拡大、下水道普及率の上昇、水質基準の強化等に伴い、新たに除害施設の設置が必要となる民間事業場等数及び範囲が拡大すること等。</p> <p>※除害施設設置必要事業場とは、下水道使用開始届出をもって地方公共団体が把握している民間事業場等のうち、除害施設の設置が必要である民間事業場等のことをいう。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設 昭和 51 年度（非課税）</p> <p>延長 昭和 54、57、59、61、63、平成 2、4、6、8（非課税措置の廃止）、10、11（除害施設の課税標準を 6 分の 1 から 3 分の 2 へ縮減）、12、14、16、18、20、22（除害施設の課税標準を 3 分の 2 から 4 分の 3 へ縮減）、24（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入）、27 年度、30 年度（バーク処理装置を対象施設から削除）</p>
<p>ページ</p>	<p>16 — 4</p>